第３号様式（第７条関係）

火葬場きもつき苑における指定管理者制度活用の適否判断

１　制度活用区分　（新規・更新）

２　施設の設置目的の達成　（適・一部適・不適）

火葬場きもつき苑は「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく火葬場であり、公衆衛生及び公共の福祉の向上を図ることを目的としている。現在、指定管理（２期目、平成 31 年度から令和５年度）として委託しており、火葬時の新型コロナウイルス感染拡大への対応も着実に行われるなど特に問題なく設置目的に則した適正な運営がされている。

３　住民サービスの向上　（適・一部適・不適）

利用者に対する接遇及び施設周辺の環境整備など、管理等を代行させることにより、年間を通しての運営や利用者の様々なニーズへの対応、各種サービスの向上が図れ利用者からの苦情がなくなるなど、御遺族等に寄り添ったサービスの提供がなされている。

４　業務の効率性の向上　（適・一部適・不適）

管理等を代行させることにより、コロナ対応や関係機関との協力体制など、指定管理者の創意工夫による管理運営が行われるとともに、業務の迅速化、効率化の向上が図られている。

５　経費の節減　（適・一部適・不適）

指定管理移行後、周辺の環境整備を自前で行うなど事業者の自助努力により経費の適切な執行が行われており、今後も更なる効率的な予算の執行が期待される

６　組合直営の必要性の有無（有・無）

当該施設の運営にあたっては、使用料の強制徴収、政策等の企画立案、調整などの業務を行うものではなく、必ずしも組合が業務を行う必要性はないものと判断される。

７　管理等の代行を行う民間事業者等の存在・参入可能性（有・無・不明）

これまでの民間委託、指定管理の状況や実績、業務内容等からも、施設を安定的に運営できる民間事業者等が存在していることから、民間事業者が参入する可能性がある。

８　収入の存在（有・無）

当該施設は、火葬に伴う施設使用料収入がある。

【指定管理者制度導入に当たっての総合判断】　（適当・不適当）

当該施設へ指定管理を導入することにより、公共の福祉の向上や地域の活性化が図られることや指定管理の目的が施設の運営管理を主としたものであることから導入については、適当であると判断される。